岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 11 月 24 日

岐阜市長　柴橋正直

岐阜市規則第 60 号

岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

第1条　岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成13年岐阜市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（対象施設） 第2条　システムにより予約及び利用の手続等を行うことができる公共施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。 (1)　（略） (2)　岐阜市都市公園条例（昭和44年岐阜市条例第9号）第6条第1項に規定する有料公園施設の庭球場（全天候型無料開放の1面を除く。）、野球場、サッカー兼ラグビー場及びグラウンド（いずれも一部時間を除く。） (3)～(10)　（略）	（定義） 第2条　この規則において「公共施設」とは、次に掲げるものをいう。 (1)　（略） (2)　岐阜市都市公園条例（昭和44年岐阜市条例第9号）第6条第1項に規定する有料公園施設の庭球場（全天候型無料開放の1面を除く。）、野球場、サッカー兼ラグビー場及びグラウンド（土）（一部時間を除く。） (3)～(10)　（略）
（生涯学習施設の利用資格承認） 第6条の2　（略） 2　前項の承認を受けようとする者は、生涯学習施設利用資格承認申請書（様式第3号）を各生涯学習施設に提出しなければならない。この場合において、前条の規定によりカードの交付を受けている者にあって	（生涯学習施設の利用資格承認） 第6条の2　（略） 2　前項の承認を受けようとする者は、生涯学習施設予約システム利用資格承認申請書（様式第3号）を各生涯学習施設に提出しなければならない。この場合において、前条の規定によりカードの交付を受けている

は、当該カードを添付しなければならない。 3　（略） （利用の一時停止） 第10条　市長は、登録者が対象施設の使用料を滞納したときは、システムの利用を一時停止することができる。 （カードの提示） 第14条　登録者は、対象施設を使用するときは、カードを携帯し、係員がカードの提示を求めたときは、これを提示しなければならない。 様式第3号（第6条の2関係） （略） 生涯学習施設利用資格承認申請書 （略） （略）	者にあっては、当該カードを添付しなければならない。 3　（略） （利用の一時停止） 第10条　市長は、登録者が公共施設の使用料を滞納したときは、システムの利用を一時停止することができる。 （カードの提示） 第14条　登録者は、公共施設を使用するときは、カードを携帯し、係員がカードの提示を求めたときは、これを提示しなければならない。 様式第3号（第6条の2関係） （略） 生涯学習施設予約システム利用資格承認申請書 （略） （略）

第2条　岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（対象施設） 第2条　システムにより予約及び利用の手続	（対象施設） 第2条　システムにより予約及び利用の手続

等を行うことができる公共施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。	等を行うことができる公共施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　岐阜市屋外体育施設条例（平成17年岐阜市条例第64号）第2条に規定する厚八運動場、柳津運動場、高桑運動広場、坂巻運動広場、岐陽運動場（一部時間を除く。）及び島西運動場	(3)　岐阜市屋外体育施設条例（平成17年岐阜市条例第64号）第2条に規定する厚八運動場、柳津運動場、高桑運動広場、坂巻運動広場及び島西運動場
(4)　（略）	(4)　（略）
(5)　岐阜市立学校設置条例（昭和39年岐阜市条例第25号）第2条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに岐阜市教育研究所条例（平成12年岐阜市条例第58号）第1条に規定する教育研究所が管理する運動場、武道場及び体育館（いずれも一部時間を除く。）	
(6)～(11)　（略）	(5)～(10)　（略）
（生涯学習施設の利用資格承認） 第6条の2　第2条第6号から第11号までに規定する施設（以下「生涯学習施設」という。）をシステムを利用して使用許可を受けようとする者は、あらかじめ当該施設の利用資格を有する者である旨の承認を受けなければならない。承認を受けた利用目的以外の目的で利用しようとする場合も同様とする。	（生涯学習施設の利用資格承認） 第6条の2　第2条第5号から第10号までに規定する施設（以下「生涯学習施設」という。）をシステムを利用して使用許可を受けようとする者は、あらかじめ当該施設の利用資格を有する者である旨の承認を受けなければならない。承認を受けた利用目的以外の目的で利用しようとする場合も同様とする。
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和9年3月1日から施行する。

（準備行為）

2　第2条の規定による改正後の岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則（以下「新規則」という。）第2条第3号に掲げる施設（第2条の規定による改正前の岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則第2条第3号に掲げる施設を除く。）及び新規則第2条第5号に掲げる施設に係る新規則第5条の規定による登録の申請及び新規則第6条の規定によるカードの交付については、第2条の規定の施行の日前においても、新規則の規定の例により行うことができる。